

令和7年5月定例総会

令和7年5月9日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和7年度第2回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年5月9日（金） 午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
3. 出席委員（11人）

農業委員	1番	上野 貴生
	2番	野老山 卓男
	3番	酒井 りつ子
	5番	岡崎 直正

推進委員	1番	安田 泰平
	2番	弘田 好希
	3番	田邊 昌一
	4番	岡田 哲治
	5番	上野 清吉
	6番	坂本 直幸
	8番	今吉 次雄

欠席委員（2人）	4番	池田 克彦
	7番	金谷 里美

4. 議事日程

- ① 議案第1号 非農地証明の審議について
- ② 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長

中尾 吉宏

農林水産課長補佐

吉本 卓

事務局員

田邊 元寛

議長
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、5月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告致します。

本日は池田委員・金谷委員から欠席の連絡を受けています。

議長
(上野会長)

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

2番 野老山 委員

5番 岡崎 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてか

ら発言をお願いします。

議長
(上野会長)

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議について

をおこないますが、本日は2件の審議となっておりますので、1件ごと

に採決を求めることといたします。

事務局
吉本補佐

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議①について

担当者より説明を求めます。

議案第1号 非農地証明の①審議について、説明いたします。

議案書の1ページから5ページをご確認ください。

1ページから説明をします。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は足摺岬蒸気灘672番1

登記地目は畑、面積は203㎡となります。

場所については、2から3ページをご覧ください。

申請理由につきましては1ページにあるとおり昭和45年12月に

申請者の養母の夫が宅地を建て、昭和60年に養母が贈与を受けた

後、令和6年5月16日に養母が死亡したことによる相続の際、登

記地目が畑のままとなっていたため、令和7年4月10日付で相続

に必要な手続きのため非農地照明願が提出されました。5ページ目の

現況写真を確認してもらってもわかるとおり、宅地が建設されてか

ら55年経過しています。

市税務課の固定資産の課税台帳でも昭和46年に家屋が建築されて

いることが確認できています。

非農地証明の許可基準で説明しますと今回のケースは

人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過しており、その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当します。以上の申請を 4 月 10 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記簿本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課（記入）】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
●	その他必要な書類（委任状）
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

現地確認は坂本委員に同行してもらいました。審議のほど、よろしく
お願いいたします。

議長

上野会長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い
します。

坂本委員

先日、事務局と現地確認に行ってきた。場所的にはスカイライン
を下りてきて、すぐの所で旧足摺岬診療所のあたりになります。

5 ページの写真を見ていただきたいのですが、下から見上げる形にな

っていますが、敷地内は宅地になっているのを確認しています。
ご審議のほどよろしくお願いします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

異議なし

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議①について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
上野会長

それでは、次に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議②について

担当者より説明を求めます。

事務局
吉本補佐

議案第1号 非農地証明の②審議について、説明いたします。

議案書の6ページから11ページをご確認ください。

6 ページから説明をします。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は足摺岬三本松 1201 番 田 1 0 2 m²

足摺岬大戸 1170 番 畑 2 8 0 m²

松尾スポノ口 43 番 4 畑 3 1 m²

合計 4 1 3 m²の農地となります。

場所については、7 から 8 ページをご覧ください。

申請理由につきましては 6 ページにあるとおり

足摺岬大戸 1170 番の土地は家を建設してから 60 年以上経過して

地目が畑のままになっていたため地目変更したい。

足摺岬三本松 1201 番の土地も車庫が建設されてから 20 年以上経過しているため、

地目変更したい。

松尾スポノ口 43 番 4 の土地は車庫として 20 年以上利用していたため

コンクリート舗装されており、現在は良心市が設置されて畑として

機能しないため雑種地として地目変更したい。

とのことですが。

1 0 ・ 1 1 ページ目の現況写真を確認してもらってもわかるとおり

、
宅地が建設されてから 2 0 年以上経過しています。

市税務課の固定資産の課税台帳でも足摺岬大戸 1170 番の土地は

昭和23年に足摺岬三本松1201番の土地も昭和53年に建物の建築が確認できています。

非農地証明の許可基準で説明しますと今回のケースは人工的に転用した土地で、転用行為から20年以上経過しており、その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当します

以上の申請を4月18日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記簿本【法務局】
●	公図の写し(近隣の地目、所有者を記入したもの)【税務課(記入)】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
●	その他必要な書類(委任状)
●	現況写真(場合によっては立会必要)【農業委員会】

現地確認は坂本委員に同行してもらいました。審議のほど、よろしく
お願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い
します。

坂本委員

先日、こちらの方も事務局と現場確認に行って来ました。

6ページのNO1の三本松1201番ですが10ページの右側の写真になります。ちょうどこの日は霧がすごくて写真が見にくいのですが、車3台分入る車庫が建っています。

NO2の大戸1170番、これが11ページの家が建っている写真になります。わかりづらいですが、全部家が建っているのを確認しています。

NO3のスボノ口43-4番は10ページの写真左側になります。昔、車庫があったみたいですが、今は車庫なくなってアスファルトの状態です。これを農地に戻すのは無理だと思います。以上です。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

安田委員

2番の宅地の場所の地目は宅地に変更でよろしいのですか？

事務局

吉本補佐

はい。宅地に変更です。

スボノ口は、雑種地に変更です。

安田委員

この家は申請者さんの家になるのですか？

事務局

吉本補佐

住所が県外になっているのですが、

非農地証明の結果で贈与されるとのことです。

事務局 田邊

兄弟になります。

今は妹さんが住んでおられ、お兄さんが県外に住んでいます。

次の議案にも3条の案件がありますが、家族間の贈与になります。

安田委員

わかりました。

議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議②について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長

(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局

吉本補佐

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について、

説明いたします。

議案書の 12 ページから 17 ページでご確認ください。

12 ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

内容は、土地の贈与を受けるため、

所有権移転の許可を求めるものです。

許可を受けたい農地の詳細は記載のとおり 5 筆で、田が 1 筆あります

が、現況はすべて畑になります。面積の合計は 338 m²となります。

申請地は、県道足摺岬公園線と市道松尾中央線の合流地点から

足摺岬側に約 100m 行ったところの南側になります。

位置図は 14 ページになります。農地の現況写真については、15・16

ページをご覧ください。農地法第 3 条第 2 項にある各号の条件につい

て、農地法第 3 条調書をもとに説明いたします。17 ページを確認お願

いします。

第 1 号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

農地の現況を確認した結果、大半が休耕地ですが

、
取得後は季節野菜を作付けすることを確認しておりますので、該当し

ません。

第 2 号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。

譲受人は、個人であり該当しません。

第3号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、
信託ではないので該当しません。

第4号の「農作業常時従事」の確認です。申請者は申請書では無職と
なっておりますが、農地取得後は180日農作業に従事する予定であり
日数の基準も満たしています。農機具は耕うん機や草刈り機等最低限
必要なものを所有しており、面積を考慮しても問題ないと考えられま
す。第5号の「転貸禁止」の確認です。

譲受人が譲り受ける農地は自らが耕作を行うため、転貸にあたりませ
ん。

第6号の「地域調和」の確認です。申請地の畑では季節野菜を作付け
する予定で、

周辺は休耕地や宅地となっているため、周辺の農地や環境への悪影響
はないと考えられます。以上の申請を4月18日に受付を行い、関係
書類を確認しております。現地確認は坂本委員に同行してもらいまし
た。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い
します。

坂本委員

先日、事務局と現場確認に行ってきた。

12 ページの (1168-2 番と 1169 番) 土地について、説明させていただきます。

13 ページを見ていただけますか？ 先ほどの案件 1170 番地の家の右側の位置が申請地になります。

こちらの方は定期的に管理をされています。農作物を育てることなのでよろしくお願いいたします。

次に三本松の 1202 から 1204 番ですが 15 ページの写真になります。

左側に薄っすらと屋根が見えていますが、これが先ほどの案件の車庫の後ろにあたります。草が少し伸びていますが、譲受人の方が、手入れをして何かを植えたいということなので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

議長

(上野会長)

何かございませんか？

岡崎委員、何かございませんか？

岡崎委員

異議なし

議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長

(上野会長)

本日の議案は以上となります。

次回の定例総会は、令和7年6月6日(金)午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで5月定例総会を閉会といたします。

|